



公開質問状

埼玉県入間郡毛呂山町目白台2丁目25番15号

埼玉市民オンブズマン・ネットワーク

代表幹事 片桐逸夫

電話 049-294-2215

(私印省略)

埼玉県狭山市入間川3161番地48

狭山市民オンブズマン

代表幹事 田中寿夫

電話 04-2935-4532

(私印省略)

今般、沢田力県議は、7月10日付の読売新聞の記事により、政務活動費（以下、政活費という）545万円の返還。そして、県議を辞職しました。さらに、7月15日付の各新聞社の記事により、沢田元県議の694万円の新たな疑惑が浮上し、合計額は1,239万円に達します。

過去の経緯などから考えるに、今回の件についても、埼玉県議会自由民主党議員団（以下、自民党県議団という）全員が交付金の原資を理解せず、公費の支出に対する緊張感の無さ、支出のルールは議員が決めるものだという思いがあり、それらから由来するものです。

平成27年度の支出について、小島信昭幹事長へ会計帳簿の公開を申し入れたところ、断られた経緯がありました。非公開にしておけば大丈夫だろうという驕りが見えました。

現在、沢田力元県議との連絡がとれないとの情報もあり、小島信昭団長は対策に迫られている事は承知しておりますが、しかしながら今回の不祥事に対しての、改善策は一切語られていません。

政活費を支出する立場の議員によって策定された支出のルール（運用指針）では、このような不祥事が起こることが証明されてしまったようなものです。

市民オンブズマン各団体は、各会派の意見をお聞きして参考にし、その改善策を提案したいと考えています。そのため、当質問状を送付させていただきました。尚、9月5日までにご回答いただきますようお願いいたします。

質問

- (1) この度の沢田力元県議の不祥事についてのご感想をお聞かせください。

(2) 沢田力元県議の偽造領収書は5年分にもなりました。性善説だけを前提にしているとはいけないということです。

今後は会派内で、過去の支出（領収書含め）についても再チェックをされますでしょうか。

(2-1) する。 (2-2) しない。(しない場合の理由)

(3) 領収書には、以下の5要件が必要です。

ア. 年月日：年度違いの領収書を取り下げました。(27年度分)

イ. 金額

ウ. 使途

エ. 発行者：量販店の店舗名がない領収書があります。

オ. 宛名：宛名なし、名無しの権兵衛の領収書の多発

社会通念上、この5要件が整わない領収書の扱いについて認めるべきではないと考えますが、議長および会派のお考えを教えてください。

(3-1) 不備があっても認めるべき。 (3-2) 認めない。

(3-3) その他(取下げ、修正、他の方法等)

(4) 沢田力元県議の広報紙の偽造領収書問題

今回の不祥事により、会派の経理責任者、議会事務局ではチェックが出来なかったことがはっきりしました。

議会と利害関係の無い第三者委員会にて領収書をチェックさせるとの仕組みが必要であると思いませんか。

(4-1) 必要である。 (4-2) 必要ではない。

(4-3) その他 (ご意見をお聞かせください。)

(5) 貴会派は、政務活動費のあり方研究会の設置を検討していますか。

(5-1) 設置の検討をする。 (5-2) 設置すべきだ。

(5-3) 設置の必要はない。 (5-4) その他(ご意見をお聞かせください。)

(6) 政務活動費の完全後払い制度導入について

日本で初めて完全後払い方式を導入したのは、京丹後市議会です。

その後、完全後払い方式を取り入れている議会もあります。

後払い方式は、まず自費で立替えた領収書を、会派・議会事務局が透明性・説明責任などをチェックした後、入金されることとなります。

後払い方式の導入についてのお考えを教えてください。

(6-1) 導入の検討をする。 (6-2) 導入すべきだ。

(6-3) 導入の必要はない。 (6-4) その他(ご意見をお聞かせください。)

(7) 交付に関する条例の欠陥について

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十四項

から第十六項までの規定に基づき、埼玉県議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、埼玉県議会における会派に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

自民党県議団は、交付額（27年度）より7,947,175円のオーバーを収支報告書でしています。一般県民から見ると、交付額は税金であるが、オーバーしたお金は誰が出したとの疑問が浮かびます。

議会事務局経理担当にその根拠を尋ねると、『埼玉県政務活動費の交付に関する条例』の第一条の「必要な経費の一部として、」との文言によりオーバーしても、しなくても良いとの解釈になるとの主張です。

別の視点から、27年度、自民党県議団以外の各会派はすべて残余があり、現金で埼玉県知事に返還しています。仮に、沢田元県議が別の会派であった場合、現金545万円を埼玉県知事に返還することになります。

第一の視点は、条例第一条の「の一部」の削除したものに改正されることを望みます。自民党県議団は公費（税金）と私費の混同した収支報告書を作成し、返還する場合も私費の部分から差引、収支報告書の数字を訂正するのみで、現金を返還した事は、一度もないそうです。

第二の視点は、条例に「返還金は公費から差引き、現金にて埼玉県知事に返還することとする。」という条文を付け加えることを望みます。例えとして、相撲の土俵を考えてみます。自民党県議団の土俵は公費プラス私費で、他会派は公費のみの土俵です。他会派より大きいという話で、公平・公正さが無いことは明白でしょう。

質問ですが、条例の改正の試案について、ご意見をお聞かせください。

(7-1) 試案・その他を検討しない。

(7-2) 試案を検討する。

(7-3) 条例改正以外の方法を検討する。

(7-4) その他（ご意見をお聞かせください。）

(8) 政務活動費の収支報告書及び領収書の議会ホームページ上への掲載と貴会派のホームページ上に、掲載することについて伺います。

(8-1) 議会のHPに掲載すべき。

(8-2) 会派のHPに掲載する。

(8-3) 掲載するべきでない。（その理由をお聞かせください）

(8-4) その他 ご意見をお聞かせください。

(9) 政務活動費の会計帳簿の議会ホームページ上への掲載と貴会派のホームページ上に、掲載することについて伺います。

(9-1) 議会のHPに掲載すべき。

- (9-2) 会派のHPに掲載する。
- (9-3) 掲載するべきでない。(その理由をお聞かせください)
- (9-4) その他 ご意見をお聞かせください。
- (10) 海外視察・国内視察の議会ホームページ上への掲載について伺います。
- (10-1) 視察報告書をHPに掲載すべきだ。
- (10-2) 視察した各議員の報告書をすべてHPに掲載すべきだ。
- (10-3) 視察前にHPにその内容を公表すべきだ。
- (10-4) 一切掲載すべきではない。
- (10-1) その他 (ご意見をお聞かせください。)
- (11) 政務活動費における広報誌等、議会報告成果物の議会ホームページ上への掲載
- (11-1) 掲載すべき。
- (11-2) 掲載すべきではない。
- (11-3) その他 (ご意見をお聞かせください。)
- (12) 政務活動費領収書には、会派名・議員名の両名記載、及び請求書・明細書・内訳書等の添付
ご意見をお聞かせください。

※上記(8)～(12)は、平成26年11月21日付・要望書からの転記です。

平成29年8月25日

埼玉県議会議長 小林哲也 様

埼玉県議会自由民主党議員団・団長	小島信昭	様
民進党・無所属の会 代表者	浅野目義英	様
公明党議員団 代表者	西山淳次	様
日本共産党埼玉県議団議員団・代表者	柳下礼子	様
無所属県民会議 代表者	鈴木正人	様
無所属改革の会 代表者	中川浩	様

尚、添付の返信用封筒をご使用ください。回答返送先は、下記までお願い致します。回答書は市民オンブズマン両団体のホームページでの公開、メディアへの公開について、ご承知おきください。

返送先 埼玉県入間郡毛呂山町目白台2丁目25番15号
埼玉県市民オンブズマン・ネットワーク
代表幹事 片桐逸夫